

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」
評価委員会資料

令和4年2月9日

■目 次■

はじめに.....	1
評価委員会の進め方について.....	2
第1条（目的）～第4条（まちづくりに参加する権利）について.....	3
第5条（協働の推進）について.....	4
第6条（情報の共有）について.....	7
第7条（市民の役割）について.....	10
第8条（市の責務）について.....	12
第9条（説明責任）について.....	14
第10条（対話の場）について.....	15
第10条の2（校区まちづくり協議会）について.....	17
第10条の3（わがまち推進計画）について.....	20
第11条（市民公益活動への支援）について.....	22
第12条（市民意見提出制度）について.....	24
第13条（行政評価）について.....	25
第14条（審議会等の運営）について.....	27
第15条（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）について.....	28
第16条（条例の見直し）について.....	31

資料編：平成28年度～令和2年度の実績

はじめに

八尾市では、平成 18 年 6 月に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」（以下、「条例」という）を施行し、市民が様々な機会において「まちづくり」に参画できる機会を保障するなど、市民主体の協働のまちづくりを進めており、さまざまな分野で積極的な取り組みを進めています。

さらに、条例第 16 条において、社会情勢や取り組み状況に応じ、5 年を越えない期間ごとに、この条例が現在の本市にふさわしいものとなっているかどうかを検討することとしております。前回は平成 28 年度に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」（以下、「評価委員会」という）を設置し、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」による取り組みに関する提言を（以下、「提言」という）を受け、「市民参画と協働のまちづくり」を進めるための仕組みづくりについて、見直しと改善を進めてまいりました。

とりわけ、提言にありました、行政の地域拠点を機軸にする体制づくりや、協働の人材育成など、「市民参画と協働のまちづくり」を進めるための仕組みづくりとして、条例に基づく「校区まちづくり協議会」（以下、「まち協」という）、「わがまち推進計画」、「校区まちづくり交付金」などの仕組みを活かした取り組みを進めるとともに、行政と地域の役割分担のもと、出張所の機能再編に取り組み、出張所窓口における証明発行・届出業務を再開し、多様な市民ニーズに対応できる身近な地域の行政窓口としての機能を一層強化しました。

さらに、これまでの取り組みを検証しつつ、令和 3 年 2 月に「八尾市第 6 次総合計画」を策定し、基本構想において、まちづくりの推進方策として「横断的な視点によるまちづくり」と「共創と共生の地域づくり」を掲げました。地域のまちづくりを進めるにあたっては、施策間の連携を推進し、横断的な相乗効果が発揮されるようにするとともに、また、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等及び行政など多様な主体が立場を超えて地域の力を結集し、アイデアを創出、実践していく「共創」の考え方を大切にし、誰も取り残されることなく安心して暮らせる「共創と共生の地域づくり」を実践していくこととしています。

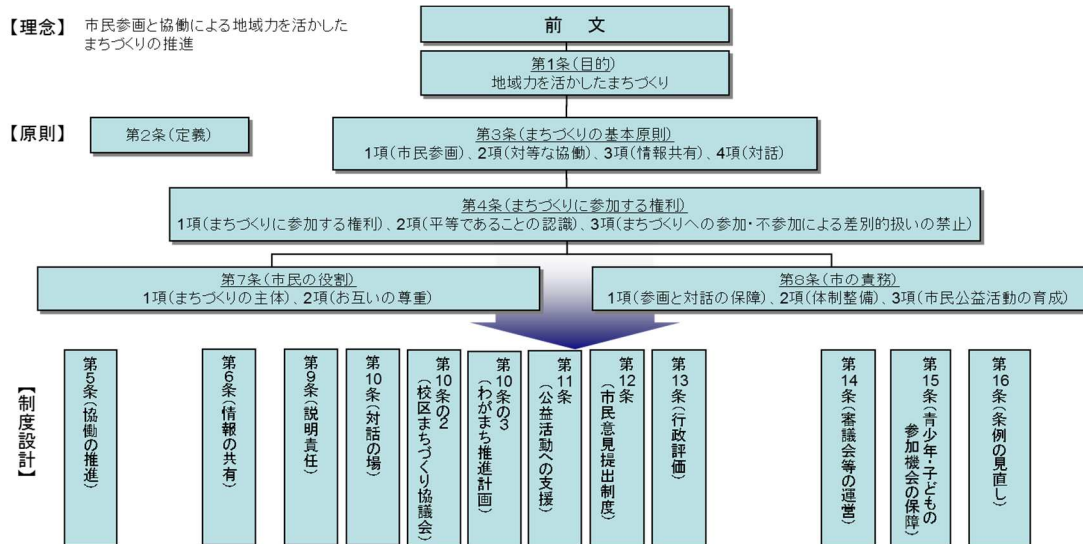
このように、本市における市民参画と協働の新たな方針を明らかにしたところですが、新型コロナウイルス感染症の流行により、人が集い、対面での対話や交流が制限される中、新しい生活様式のもとで「市民参画と協働のまちづくり」を進めるための仕組みづくりが求められます。

この度、条例第 16 条に基づき、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」を設置し、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の取り組み状況について評価見直しを行うこととしました。本資料は、この条例と条例に基づく制度などを見直すための基礎資料として、各条文にかかるこの 5 年間の取り組み状況の実績と課題を取りまとめたものです。

評価委員会の進め方について

1. 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例について

本条例は、市民参画と協働によるまちづくりを進めるための考え方やルールを規定した条例として平成18年6月に施行されました。市民と市の役割を明確にし、市民がまちづくりに関わる仕組みづくりとして、対話の場、市民意見提出制度（パブリックコメント）、など市民と共にまちづくりを行う手法を規定しています。



2. 評価・検討手法

条例第16条に基づき本評価委員会を開催し、平成28年度～令和2年度の5年間における取り組みを振り返り、各条文の見直しの必要性についてご提言いただきます。市の各所属における取り組み状況を調査し、実績と課題を取りまとめた評価資料に対して、次の2つの視点から条例の評価・検討をいただきます。

- 【評価】 現行の条例の条文が、運用上適切かどうか。条文を改正する必要があるかどうか
- 【提案】 ・ 条文を改正する場合、条例をどう見直せばよいか、
・ 条文改正の必要はないが、次の5年間で条例推進に向けて何に力を入れると良いか

3. 評価委員会の進め方

- ・ 各条文について、取り組み実績や課題を参考に、以下の流れで審議いただく。
- ・ 1回につき2時間半程度実施し、進捗に応じて審議内容を変更する。

開催時期		タイムスケジュール（時間はおおよその目安です）			
		0:00	0:30	1:00	2:30
令和4年 3/22	1回目	開会 ① ・委員委嘱 ・委員長等選任 ・会議公開について	説明 ② 会議の進め方 及び資料について	審議 ③ 第1条～4条に ついての意見	休憩 審議 ③ 第5条～8条に ついての意見
令和4年 5月頃	2回目	審議 ④ 第9条～11条について		休憩	審議 ⑤ 第12条～16条について
令和4年 6月頃	3回目	説明 ⑤ 答申案について		審議 ⑥ 答申案についての意見	

第1条（目的）～第4条（まちづくりに参加する権利）について

（目的）

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めることにより、主権者である市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあること等による差別を受けないこと。
- （2）市 市長その他の執行機関、病院事業管理者及び水道事業管理者をいう。
- （3）参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加することをいう。

（まちづくりの基本原則）

第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。

- （1）市は、市民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。
- （2）市民と市とは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。
- （3）市民と市とは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。
- （4）市民と市、市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

（まちづくりに参加する権利）

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。
- 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

【第1条（目的）～第4条（まちづくりに参加する権利）に関連する主な取り組み】

条例前文に示す通り、八尾市の文化や歴史から「自治都市」としての伝統と風土が育まれてきたことに触れ、人権を尊重しながら、全ての市民がつながり、市民と市、市民同士が地域の課題について話し合い、役割分担しながら協働してまちづくりを進めていくために、平成18年6月に本条例が施行されました。条例に基づく市民主体のまちづくりを推進するため、令和3年度は本市の最上位計画である「八尾市第6次総合計画」を策定し、令和10年度までの8年間の基本的な方向性を示しています。

第1条から第4条は条例制定の目的や定義等を掲げた条文であり、対応する取り組み状況はありません。

なお、用語の使い分けとして、「参画」については、市の政策の立案から実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加し、まちづくりに市民の意見を反映することを指しており、「参加」については、「参画」内容を含むほか、市民発意・市民主体の動きをはじめ幅の広い自由な参加を指すものと整理しています。

第5条（協働の推進）について

（協働の推進）

第5条 市は、まちづくりにおいて、市民の発意を尊重するとともに、市民の参画の機会と議論の場を保障するように努めなければならない。

2 市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

《前回の評価委員会での評価結果及び提言》

第5条は、市民発意の尊重、市民参画の機会、議論の場の保障、情報共有、対等な立場に基づいて協働のまちづくりを推進するために、どのようなことに努めなければならないかを規定しており、まちづくりを行う上での制度規定として基本となる条文です。条文に基づく取り組み状況から、条文自体は改正の必要はないと考えます。

今後、参画の機会や議論の場の保障に加え、さらに参画と協働を推進するために、本条例や条例に基づく取り組みを、より多くの市民に周知し、若い世代や新たに市外から移り住んでこられた市民に関して積極的に働きかけるとともに、外部の知見も採り入れつつ、幅広く多様な市民の意見を反映させる手法として、web等を活用した各種ツールの活用等の工夫についての検討が必要です。また、事業実施場面での協働においては、事業目的を共有し、実行に移す際には、役割分担を明確に取り組むことが必要です。少子高齢化や人口減少が進む中で人材の確保はますます重要性を増すことから、地域活動を担う人材の確保、協働のための職員体制の確保とともに、地域の実情に応じた事業の実施方法や支援等の検討が必要とされます。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・直接参画、間接参画、公民連携等の実施方式により、様々な協働のまちづくりが実践され、地域の実情に応じた事業の実施や支援が行われている。・様々な人が参加しやすいよう、土日や平日夜の開催やオンライン参加、また最寄りの出張所やコミセン等での開催など開催手法を工夫するほか、一時保育の設置、手話通訳者・介助者の配慮、マイクロバスでの移動支援など、参加者の多様性に配慮した。・公民連携では協定に基づく企業・大学等との協働が行われている。また、ガバメントクラウドファンディングという新たな取り組みも行われるようになってきている。
課題	<ul style="list-style-type: none">・参加者の特定属性を把握することは難しく、新しい生活様式におけるオンライン開催の取り組み等も活用しながら、より多様な市民が参加しやすい企画内容や募集方法の工夫が必要です。・オンライン会議やwebアンケートなど、ITを活用した協働の取り組みに向けて、多様な世代が参加するための手法の検討が必要です。・協働を通じて担当者は様々なノウハウ・スキル・教訓を得ているが、これらを全庁的に把握・分析し、協働に関わる市民や職員のスキルアップにつなげることが必要です。

【第5条（協働の推進）に関連する主な取り組み】

4つの実施方式（直接参画、間接参画、民間連携、その他）ごとに実績と課題を整理しました。

＜協働の取り組み状況＞

実施方式	内容例	事業数	計	
実施方式① （直接参画）	1. 市民会議・懇談会等	参加メンバーを固定した連続した会議 （セミナー、フォーラム含む）	27	51
	2. ワークショップ	ワークショップ	7	
	3. 公聴会・住民説明会	説明会で意見を求めるもの	16	
	4. その他	実行委員会	1	
実施方式② （間接参画）	1. アンケート	アンケート	38	45
	2. インタビュー	インタビュー、聞き取り	2	
	3. 意見募集	アイデア募集など（パブコメとは異なる）	4	
	4. その他	意見提出	1	
実施方式③ （公民連携）	1. 協定締結	包括連携協定や個別協定の締結に基づく取り組み	31	63
	2. 応援寄附金	がんばれ八尾応援寄附金	5	
	3. ガバメントクラウドファンディング	ガバメントクラウドファンディング	6	
	4. 物品等寄付	物品	20	
	5. その他		1	
実施方式④ （その他）	1. 事業実施	地区健（検）診、相談会、史跡等保存、市史編纂	4	23
	2. イベント	フェスタ、フォーラム、フェア	15	
	3. その他	講座、見学会、ボランティア活動	4	

※事業数は、内容が重複しているものはまとめてカウントしています。

① 直接参画（市民会議・懇談会等、ワークショップ、公聴会・住民説明会等）

〔実績と課題〕

参加メンバーを固定して連続した会議で検討を行う市民会議・懇談会等は27事業で実施しており、テーマは防災、人権、多文化共生、地域コミュニティ、福祉、子ども、産業振興、芸術文化、スポーツ、環境、都市交通、水道、施設運営など多岐に渡っています。さらに、参加者が主体となるワークショップは7事業で実施しており、大学生や高校生、地域住民等が参加し、必要な施策展開などについて議論を行っています。また、公聴会・住民説明会を16事業で実施し、取り組みを市民に周知して理解を得たり、参加者の声を把握し、計画や事業等に反映することができました。

課題としては、前回の提言における若い世代への取り組みは一定進んできましたが、「新たに市外から移り住んでこられた市民」等、参加者の特定属性を把握することは難しいが、新しい生活様式におけるオンライン開催の取り組み等も活用しながら、より多様な市民が参加しやすい企画内容や募集方法の工夫が必要です。

② 間接参画（アンケート、インタビュー、意見募集等）

〔実績と課題〕

市民の意見を反映させる手法の実施はアンケート調査が最も多く、38事業で実施しました。また、アンケート調査と合わせて、インタビューや意見募集の手法を実施した事業もあります。アンケー

トに回答しやすいよう、わかりやすいレイアウトや選択式の質問など調査票を工夫するとともに、多言語の調査票を用意するなど、外国人市民への配慮も実施し、現状や様々なニーズを把握し、計画や事業の検討に反映しました。

課題としては、前回の提言における「web 等を活用した各種ツールの活用」として、より簡易な実施手法である WEB アンケートの推進が必要ですが、回答率の維持や対象者の選定が難しい状況にあります。

③公民連携（協定締結、応援寄附金、ガバメントクラウドファンディング、物品等寄付）

〔実績と課題〕

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、多くの企業や団体からは、自社の強みである製品やサービスを対策に役立ててほしいという善意の声が寄せられ、そのほか多くの方々から御寄附をいただき、新型コロナウイルス感染症対策として有効に活用しました。また、この5年間で様々な企業・大学等と新たに31の協定を締結し、企業のノウハウを活かした取り組みや、費用負担なしでの広報冊子の作成や災害発生時の応急体制の強化（物資・人員・避難場所の提供等）を行いました。加えて、がんばれ八尾応援寄附金とともに、ふるさと納税制度を活用し、寄附金の使い道をより明確にしたガバメントクラウドファンディングを6事業で実施し、「由義寺跡」の国史跡指定を記念したシンポジウムの開催や八尾市文化会館の改修につなげました。

課題としては、大学との協定に基づく取り組みの実施にあたっては、行政の抱える課題と大学の専門性や強みのマッチングによる新たな取り組みの選定やより多くの学生が参加できるしくみの構築が必要です。また事業展開にあたり、関係する地域や各種団体との丁寧な事前調整も不可欠です。

④事業実施、イベント等

〔実績と課題〕

地域団体と連携して地区健（検）診や健康相談・育児相談、ボランティアの参画により高安千塚古墳群の保存・活用や市史編纂に取り組むなど、4事業を実施しました。また、イベントやフェア等を実施した15事業においては、障がい者フォーラムで手話通訳者や介助者を配置したり、子ども向けイベントで学生ボランティアに参画いただくなど、運営上の工夫を実施しました。準備段階から市民の協力を得ることで、多くの方々に参加いただき、地域主体で実施することで、スタッフがやりがいを感じたり、市民の関心や問題意識を醸成したり、参加団体同士の交流を生むことにもつながっています。また、子どもにとって年齢の近い学生ボランティアがいることで、子どもが話しやすく取り組みやすくなるという成果も見られました。また、地区健（検）診事業を行うことで、市民への健（検）診への意識が高まったり、史跡等保存や市史編纂を公募市民と共に行うことで、史跡や地域への市民の愛着が高まることにつながっています。

課題としては、より多くのボランティアや参加者に参画してもらうために、日程や役割分担、指示系統を明確にし、効率よく実施することが必要です。

第6条（情報の共有）について

（情報の共有）

第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

- 2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、その情報を積極的に提供しなければならない。
- 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報の提供に係る体制の整備に努めるものとする。
- 4 市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、あらゆる機会をとらえ、市民どうしの情報の交流に努めるものとする。

≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

協働のまちづくりを推進するためには市民と市が必要な情報を共有することが不可欠であり、第6条では、市民の知る権利と情報共有のための市からの積極的な情報提供、市民による情報収集と市民どうしの情報交流の努力について規定されています。

条文に基づく取り組み状況から、具体的な制度条項として機能していると判断し、条文改正の必要はないと考えます。

今後とも、誰もが、必要な時に必要な情報を迅速・的確に入手できるよう、多様な媒体を活用し、引き続き積極的な情報の提供、公開、共有への取り組みを進めることが重要です。また、コミュニティセンター等の地域拠点のほか、市民がよく利用する民間施設などを活用した情報提供の工夫を行うとともに、若い世代のまちづくりへの参画と協働を進めるために、ホームページやブログ、Twitter や facebook など様々な方法を用いた情報共有の仕組みを充実させることが必要です。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・多言語対応や色・デザイン等を工夫した冊子等を作成することで、外国人、こども、高齢者や障がい者等情報提供への配慮が必要な方にもわかりやすい情報提供を実施した。・紙媒体やラジオ、ホームページだけでなく twitter や facebook などの SNS や動画、アプリなど多様な媒体を活用した情報提供を実施し、情報共有の充実につなげた。・各校区まちづくり協議会を対象にオンライン会議等の研修を実施するなど、対面での交流機会が減少するコロナ禍においても、コミュニケーション機会の維持に努めた。・八尾市市民活動支援ネットワークセンター（つどい）において、ホームページによる情報提供を進めるとともに、市民活動への参加や実施に向けた相談や交流会を開催し、市民どうしの情報交流を促進した。
課題	<ul style="list-style-type: none">・外国人・こども・高齢者・障がい者等、配慮が必要な方への情報ニーズの多様化に対し、翻訳項目の検討や情報提供の迅速化、またインターネットでの情報発信では、サイトの認知度の向上や、コンテンツの質の確保が課題である。・八尾市の現状や課題に関する情報やデータについて、市民がいつでもわかりやすく把握・収集できる状況にない。オープンデータの提供など、市民自らが様々なデータを入手・加工し、八尾の課題を分析・共有できる環境を充実させていくことが必要です。

【第6条（情報の共有）に関連する主な取り組み】

市民へ積極的にまちづくりに関する情報の提供を行った状況や情報の提供方法について実績と課題を整理しました。

①情報提供の状況

【実績と課題】

配慮が必要な方（外国人・子ども・高齢者・障がい者等）への情報提供方法の工夫として、各分野の広報冊子等の作成にあたって多言語に翻訳したり、点訳・音訳化したりするとともに、手に取ってもらいやすい色やレイアウト等になるよう工夫し、イラストややさしい日本語を用いることで、わかりやすい情報提供を推進しました。情報公開請求に対しては、請求件数の約80%について公開または部分公開をしています。また、前回の提言における「市民がよく利用する民間施設などを活用した情報提供」としてはアリオ八尾に設置されている情報発信コーナーを活用し、たくさんの方に来ていただけるという利点を活用して、市政情報や魅力情報を広く発信しています。

課題としては、多言語対応を含めた情報提供時間の短縮化など迅速性の確保とともに、インターネットを活用した情報発信における認知度の向上やコンテンツの質の向上が求められます。

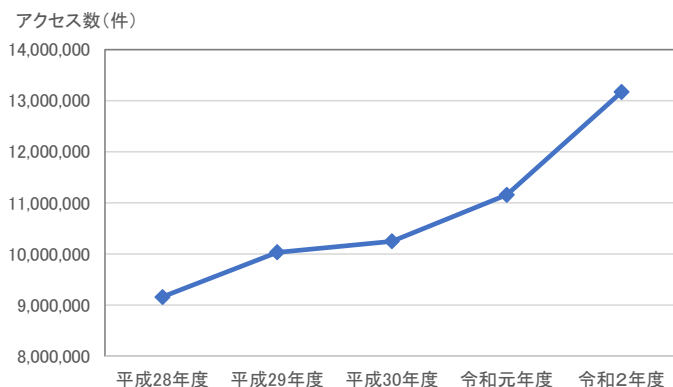
②多様な媒体の活用状況

【実績と課題】

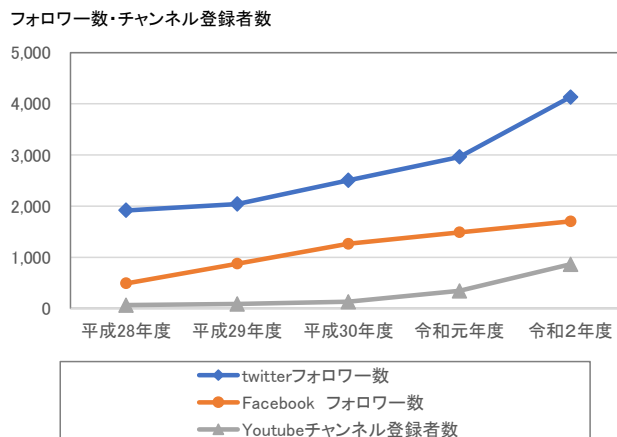
広報紙「市政だより」、点字広報及び声の市政だよりの作成・配布に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にあたっては、市政だより臨時号を全戸配布し、市民の命とくらしを守るためのさまざまな取り組みを速やかに市民に届けました。インターネットの活用は公式ホームページとともに、テーマ別のポータルサイトや大阪府の情報サイトも活用した情報発信を行い、ホームページ年間アクセス数（トップページ）は年々増加し続けています。（図1）さらに公式TwitterとFacebookに加えて、本市の魅力や市政情報を分かりやすく効果的に伝えることを目的に、YouTube 八尾市公式チャンネルも開設し、フォロワー数を年々着実に増やしています。（図2）また、平成31年度からは生活応援アプリ「やおっぷ」を活用し、防災やごみ、子育てなどの生活に便利な情報や窓口の混雑状況などを提供しています。

課題としては、各分野のポータルサイトにおける認知度向上や登録者数の増加に向けた情報発信の充実が必要です。

＜市ホームページ年間アクセス数（トップページ）＞



＜フォロワー数・チャンネル登録数＞



③市民同士の情報交流の状況

【実績と課題】

コロナ禍で新しい生活様式に対応したコミュニケーションの必要性が高まっていることから、令和3年度には各校区まちづくり協議会の役員等を対象としたZoom活用の研修会を八尾市市民活動支援ネットワークセンター（つどい）登録団体の協力の下実施しました、その後の会議等に積極的に活用しています。また、つどいにおける市民同士の情報交流の取り組みとして、各団体についての情報収集や発信としてホームページの充実や、他団体との交流会を開催しています。課題としては、コロナ禍で対面での交流機会が減少する中、市民がいつでもわかりやすく八尾市の情報やデータを把握し、まちの課題に対する市民の意見やアイデアを共有できるなど、オンラインで市民が情報交流できる環境を整えていくことが必要です。

第7条（市民の役割）について

（市民の役割）

第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。

《前回の評価委員会での評価結果及び提言》

第7条では、市民がまちづくりの主体となって協働のまちづくりの推進に努めることなど、市民の役割が規定されています。

この5年間は、第5次総合計画において基本構想に掲げた、「地域分権の推進によるまちづくり」（それぞれの地域が、行政と地域とが適切な役割分担のもと協力しあい、自らの想いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めている状況）を進め、各地域では校区まちづくり協議会が設立され、わがまち推進計画が策定され、具体的な活動が行われるなど、協働のまちづくりの仕組みづくりとその実践が、大きく進みました。

こうした中で、市民と行政の適切な役割分担、連携、協力によるまちづくりを進めていく上での市民の役割については、今後も継承していかなければならないところであると認識しており、条文改正の必要はないと考えます。

なお、市民の役割として、若者が参画しやすい場づくりや、校区まちづくり協議会における必ずしも団体を経由しない柔軟な参加のあり方の工夫や、八尾市に関心がありご協力いただける人の知見を採り入れることなど、多様な主体の参画と協働によるまちづくりが進むよう、取り組むことが期待されます。地域においては、若い世代のまちづくりの担い手不足、後継者不足が大きな課題であるため、地域活動の情報発信をさらに進め、若年層のイベントなどへの参加をきっかけに、担い手づくりにつながるよう、取り組んでいく必要があります。

■取り組みによる成果と課題課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・地域活動への参加状況については、「参加した経験がある」もしくは「参加したい」と回答する市民が6割以上となっている。・10の校区まちづくり協議会ではホームページやフェイスブックを活用した地域活動の情報発信を行っている。・企業・大学等と行政のマッチングを行い、新たな価値の創造へとつなげる公民連携の専任部署として、公民連携デスクを設置した。
課題	<ul style="list-style-type: none">・20～30代において地域活動への参加意向が低く、誰でも参加しやすいよう「できるときにできる人ができることを」実践できる工夫が必要です。・公民連携デスク（通称）について、企業・大学等からの提案・アイデアを受け止めたり、アイデアを求めたり、そこに相談すれば行政の縦割りを気にすることなく、各部署につながりでもらえるワンストップ窓口としての機能を高めていくことが必要です。

【第7条（市民の役割）に関連する主な取り組み】

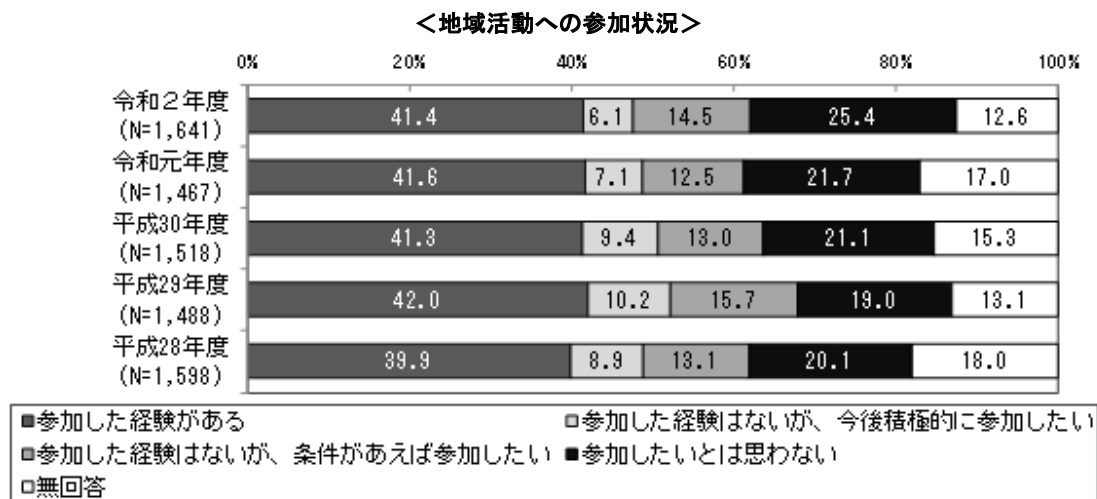
市民の役割に関わる状況について、次に整理しました。

①まちづくりの主体としての市民の取り組み

【実績と課題】

八尾市民意識調査における地域活動の参加状況をみると、「地域活動に参加した経験がある」割合は、令和2年度は41.4%となっており、平成28年度以降は概ね4割程度で推移しています。性別・年代別で見ると、参加経験がある割合は、性別では女性が高く、年代別では、40代以上が高くなっています。

一方、「参加したいと思わない」とする割合は令和2年度は25.4%とやや増加しており、年代別では、特に20代と30代が高くなっています。参加したいと思わない要因等を踏まえ、若年層の地域活動への参加を進めていくことが必要です。



②まちづくりの主体としての市民の参加を促進する取り組み

【実績と課題】

平成30年度から令和元年度にかけて校区まちづくり協議会のあり方について検討し、まちづくりの主体として担い手を確保・育成していくためのめざす姿や活動のあり方、柔軟な参加のあり方について検討し、「校区まちづくり協議会活動の手引き」として共有しました。

若い世代の参加については、若者が自分の得意分野を活かし、楽しみながら地域と交流できる場づくりへの助成事業を実施し、企業・大学等の参加については、市と連携するための窓口の明確化を求める声が多く寄せられていたことから、企業・大学等と行政のマッチングを行い、新たな価値の創造へとつなげる公民連携の専任部署として、公民連携デスク（通称）を設置しました。

課題としては、若者活躍場づくりへの助成事業の周知や公民連携デスクの周知とともに、民間からの提案・アイデアを受け止めたり、民間にアイデアを求めるなど、ワンストップ窓口としての機能を高めることが必要です。

第8条（市の責務）について

（市の責務）

- 第8条 市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成に努めなければならない。
- 3 市は、外部委託等を行うに当たり、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しなければならない。

《前回の評価委員会での評価結果及び提言》

第8条では、市民のまちづくりへの参画機会の保障や体制整備、職員の育成など、市の責務が規定されています。協働を推進するための考え方、市の役割、責務については、継続されるべき内容であり、条文改正の必要はないと考えます。

今後は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりを推進する上で、審議会等の会議に役職の有無に関わらず若い世代の参画を積極的に促すなど、市は、世代間の循環の視点を意識し、若い人の参画を促す取り組みを行うことが、求められます。

地域拠点や地域担当制のあり方については、地域のまちづくり支援において期待される役割が大きいことから、体制の充実・工夫や、継続的な取り組みを可能にする組織運営が求められます。職員の協働の意識はさらに深まり、制度的にも整備されてきたことから、今後は、協働の実践や成果を市民に見えるような形で共有し、協働を進める人材が評価される仕組みづくりが必要です。とともに、地域拠点職員が培ったノウハウや地域との関係を、切れ目なく引き継ぐことができるよう、組織的な対応を適切に行うことが求められます。

また、市民との協働のあり方は、協働する各主体が対話を重ね、互いに理解し合いながら作り上げていくことが重要です。市民公益活動の育成を進めるうえでは、各主体の関係性づくりや地域力全体の底上げにつながる、主体的な取り組みを側方支援するような仕組みづくりが必要です。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・高校生や大学生とのワークショップ開催、若い世代へのアンケートや公募委員の若者枠など、市政への直接参画機会を提供する中で、若い世代の参画を促した。・出張所の機能再編に取り組むとともに、窓口における届出・証明発行業務を再開し、多様化する市民ニーズに対応できる身近な地域の行政窓口としての機能を一層強化した。・外部委託での配慮により市民公益団体のネットワーク等を活かすことができた。
課題	<ul style="list-style-type: none">・これまでのしくみや各所属・出張所の役割分担や連携のあり方を明確にするとともに、地域のまちづくりの達成状況が市民に見える形となることや、地域住民が力を合わせた取り組みが進んでいくような、まちづくり支援の体制・しくみの検討が必要です。・市民公益活動団体への事業の外部委託にあたって、委託先の団体が主体的に取り組むを進めることができるような仕組みづくりが必要となっている。

【第8条（市の責務）に関連する主な取り組み】

市の責務に関わる現状について、市民ニーズに的確に対応できる体制の整備、協働の意識を持った職員の育成の取り組み、また外部委託等に関し、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮した状況について、次に整理しました。

①市民ニーズに的確に対応できる体制の整備

【実績と課題】

地域のまちづくりを推進するため、出張所等職員全体で地域のまちづくり支援や地域の実情把握を行うとともに、出張所窓口における届出・証明発行業務を再開し、多様化する市民ニーズに対応できる身近な地域の行政窓口としての機能を一層強化しました。

課題としては、持続可能な地域のまちづくりに向けこれまでのしくみや、各部局と出張所等の役割分担や連携のあり方を明確にするとともに、地域のまちづくりの達成状況を図るため、進行管理を行う体制・しくみの検討が必要です。

さらに、協働の意識を持ち、地域力を引き出す能力やノウハウを身につけた職員を育成するため、職員研修においてその知識習得や意識啓発等を行うとともに、「八尾市地域ボランティア職員制度」を設けてきましたが、登録はあるものの地域のニーズと合わない等、実際の参加につながっていないこと等の課題もあることから、しくみの見直しが必要です。

②外部委託等における市民公益活動の育成への配慮

【実績と課題】

外部委託での参加資格等への配慮や、事業への補助金・助成金などの財政的支援などを行い、市民主体の取り組みとなったり、市民公益活動に取り組む団体のネットワークを活かした事業を実施することができました。業務委託にあたっては、委託先と業務目的を明確にするとともに、業務について密に連絡を取り合うことで円滑に実施しました。

課題としては、団体の主体性を育成するようなしくみや、財政的な支援がより有効に活用されるような働きかけが必要です。

第9条（説明責任）について

（説明責任）

第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。

2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。

《前回の評価委員会での評価結果及び提言》

第9条では、市の施策の意義や効果、影響や財政上の情報等を説明する市の責任等が規定されています。説明責任、応答責任は、市民参加や市民との協働、情報の共有化を進める上での前提となるものであり、行政としての公正の確保と透明性向上の視点から、当然果たさなければならない責任です。今後とも継続した取り組みが必要であり、条文改正の必要はないと考えます。

今後とも、市は重要な施策・事業の実施に先駆けた立案段階から全ての過程において、説明責任を果たし、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく説明する必要があります。とくに市民生活に関わる重要な問題に関しては、丁寧に、分かりやすく周知を図るような説明を心がけるよう求めます。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・市民要望やメールやホームページ等による市民の意見・提案を受け付け、回答を行うとともに、必要な対応や行政サービスの改善に活用している。・施策の立案段階から説明責任を果たすとともに、施策の決定、実施及び評価の全ての過程において、市のホームページ等で情報を提供している。
課題	<ul style="list-style-type: none">・今後とも市民への「説明責任」、「応答責任」を果たすため、分かりやすく丁寧な周知を図ることで、市民参画や協働の促進が必要です。

【第9条（説明責任）に関連する主な取り組み】

市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答した状況について、次に整理しました。

広聴機能として、各種の市民要望や市民の意見・問合せについて、担当課に照会し回答するしくみをとっており、令和2年度にはご意見1,189件のうち、回答を求めるもの652件であり、回答数は600件となっています。

また、各部局における計画策定等に当たっては、市民意見提出制度（パブリックコメント）により、案の段階で市民の意見を募集し、意見への対応状況を公表しています。各部局における重要な施策・事業の実施に先駆け、住民説明会を行うなど、施策の立案段階から説明責任を果たすことにも努めました。八尾市民意識調査における「八尾市職員の対応のわかりやすさ」について、「わかりにくかったと感じた人」が令和2年度は11.1%となっており、平成28年度と比較して4.6%減少しており、わかりやすく丁寧な説明・周知につながっています。

引き続き、わかりやすく丁寧な市民対応を心がけることで、まちづくりへの市民参画の促進が必要です。

第10条（対話の場）について

（対話の場）

第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する対話の場の運営に必要な支援を行うことができる。

3 市は、第1項に規定する対話の場を円滑に進めるための人材の育成の支援に努めるものとする。

4 市は、前2項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

《前回の評価委員会での評価結果及び提言》

第10条は、市民が自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場の設置、その運営に必要な支援、人材の育成の支援について定めています。市民が気軽に楽しく日常生活から感じたことやまちづくりについて、地域で語り合える機会、場は今後も必要です。ことから、条文改正の必要はないと考えます。

まちづくりについての対話の場は、地域や市民活動団体、事業者など多様な主体により、とりわけ若い世代も含めて、協働の意識を共有し、地域について情報を共有する場として、また、外部の知見も柔軟に採り入れながら、継続的に充実させていく必要があります。さらに対話の場等が出された地域の課題を、地域のまちづくりにつなげていく必要があります。共有する場、話し合う場としては、地域では校区まちづくり協議会の役割が非常に大きいことから、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」登録団体をはじめとする各種団体や事業者など、多様な主体と校区まちづくり協議会との連携・協働を、対話を通じて進めることが、今後ますます重要であり、地域のまちづくりの担い手づくり確保の取り組みを強化する必要があります。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・地域や市民活動団体、事業者など多様な主体が参加できる校区まちづくり協議会が各校区に設置され、様々な活動が実施されている。加えて、地域のことを自由に話す場や青少年の健全育成・消費生活問題について対話の場も継続して開催されている。・校区まちづくり協議会の役員等を対象として、オンライン会議等の研修を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none">・校区まちづくり協議会の認知度が年々低下しており、多様な主体の参画促進が必要です。・専門分野から助言、情報提供を行う「やお地域まちづくりアドバイザー」制度を運用しているが、利用数が減少している。・市民が対話の場を円滑に運営できるよう、人材の育成が必要です。・これからの時代を見据え、様々な人が出会い、つどい、語らう直接対話の場づくりとオンラインでの対話の場づくりを併用し、対話や交流が途切れないような環境を整えていく必要があります。

【第10条（対話の場）に関連する主な取り組み】

市民が自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場の設置、その運営に必要な支援、人材育成の支援の取り組み状況について、次に整理しました。

①対話の場の設置

【実績と課題】

校区まちづくり協議会が各小学校区に設立され、また、地域のことを自由に話す場が設けられている校区もあります。加えて、青少年の健全育成を目的とした「地区住民懇談会」や、消費生活問題をテーマとする「事業者・消費者・行政のつどい」も継続して開催されています。

課題としては、八尾市民意識調査における地域活動への参加状況を見ると、令和2年度は「参加したことがある」が13.8%となっており、参加経験は年々低下の傾向にあります。コロナ禍で、直接的な対話の場の開催が困難となり、オンライン等新しい生活様式に対応した、誰でも気軽に対話の場に参加できる環境やしかけが必要です。

②対話の場の運営に向けた支援

【実績と課題】

地域の課題やまちづくりに関するさまざまな活動を円滑に行えるよう、それぞれの専門分野から助言、情報提供を行う「やお地域づくりアドバイザー」制度を運用していますが、コロナ禍でアドバイザー活用回数が減少しています。

課題としては、アドバイザーの助言等により、まちづくりの目標の実現に向け効果的な事業が実施されていくように地域に気付きの機会を提供することが必要です。また、大学やNPO等の外部の専門家等による誰もが意見を言える開かれた対話の場の運営支援を受けることも必要です。

③対話の場を円滑に進めるための人材の育成

【実績と課題】

コロナ禍となり、新しい生活様式に対応したコミュニケーションの必要性が高まっていることから、令和3年度には、各校区まちづくり協議会の役員等を対象として、Zoomでの会議や大学と連携した意見交換会の研修を実施しました。

課題としては、様々なテーマで様々な人が語り合うだれもが参加しやすい「対話の場」として、校区まちづくり協議会が設立されましたが、既存の地域団体が運営の中心となっており、多様な主体の参加につながっていない状況です。今後は、外部の専門家の関わりを通して対話の場を円滑に運営するノウハウを取得するなど、多様な主体が参加し意見を言える場として運営できる地域人材を育成していくことが必要です。

第10条の2（校区まちづくり協議会）について

（校区まちづくり協議会）

第10条の2 市民は、第5条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場では出された地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。

3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。

4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。

5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

〈前回の評価委員会での評価結果及び提言〉

平成22年度「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価員の会議」提言を受け、「地域のまちづくり」を支援する仕組みとして、平成24年10月に、「校区まちづくり協議会」及び「わがまち推進計画」を追加する条例の一部改正が施行され、その後、全ての校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、地域が主体となって策定した「わがまち推進計画」に沿ったまちづくりが校区まちづくり交付金を活用して進められている現状から、条文改正の必要はないと考えます。

校区まちづくり協議会は、様々な団体が参加して運営され、多様な主体との連携・協働が期待されています。今後はより幅広い世代の声が反映されるよう、若者や子育て世代などへの認知度を高め、必ずしも団体を経由しなくとも、興味関心内容に応じた参加の形も含め、担い手の広がりを進めることが期待されます。また、生涯学習等で、地域活動の実践につながるような、担い手づくりの仕組みを工夫し、校区まちづくり協議会等による活動を通して、地域のまちづくりへの参加・参画を広げていくことも必要です。

また、市が、校区まちづくり協議会による地域のまちづくりの支援を行う際には、地域ニーズを踏まえ、柔軟に展開することが求められます。そのため、コミュニティ推進スタッフなどの市職員や、中間支援組織（八尾市市民活動支援ネットワークセンター、八尾市社会福祉協議会等）による、様々な団体間の連携・協働を促進するコーディネート機能が重要となります。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・校区まちづくり協議会を設置した効果として、担い手の8割が「役立っている」と回答している。・条例が期待する役割を校区まちづくり協議会が継続的に果たしていくため、組織運営や活動のあり方、市との協働のあり方、校区まちづくり協議会に対する支援のあり方を検討し、令和2年4月に「校区まちづくり協議会活動の手引き」を改定した。
課題	<ul style="list-style-type: none">・校区まちづくり協議会の認知度が低く、協議会運営においても参加者・担い手の固定化が課題である。若い世代や事業者、NPOなど、多様な主体との連携促進が必要です。・校区まちづくり交付金では、ソフト事業より物品等の購入やリース料等の維持管理経費の占める割合が大きくなっている。・担い手層の拡大に加え、校区まちづくり協議会と他の地域団体、また行政や中間支援組織等、各主体の連携協力のあり方についての検討が必要です。

【第10条の2（校区まちづくり協議会）に関連する主な取り組み】

校区まちづくり協議会の設置・運営状況や行政による支援の状況について、次に整理しました。

①校区まちづくり協議会の設置状況

【実績と課題】

平成25年度に全28校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、第2期わがまち推進計画の実現に向け、様々な地域のまちづくりが進められています。しかしながら、八尾市民意識調査における「校区まちづくり協議会」への参加状況を見ると、令和2年度では「校区まちづくり協議会を知らない」が59.3%となっており、「知らない」とする割合が増える傾向にあります。年代別にみると、20代及び30代において、「知らない」が8割を上回っており、より幅広い世代の声を反映するためにも、若い世代の認知度を高め、担い手の広がりを進める必要があります。

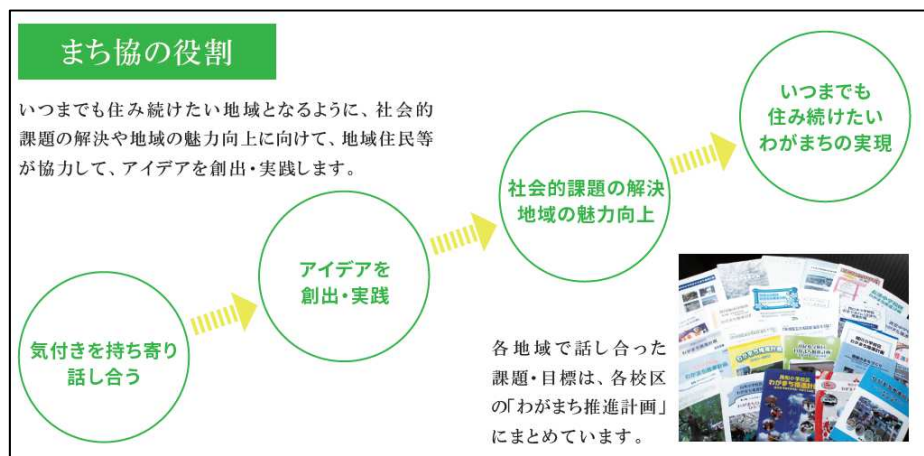
②校区まちづくり協議会の運営状況

【実績と課題】

平成30年度から令和元年度に校区まちづくり協議会のあり方及び支援に関する検討を実施し、条例が期待する役割を継続的に果たすため、組織運営や活動のあり方、協働のあり方や行政の支援のあり方について取りまとめました。その中で、校区まちづくり協議会の主な活動は「地域課題の解決」であり、地域特性や住民の声を踏まえ、取り組むべき課題を設定して校区住民等と共有し、校区内外の様々な主体（事業者、NPO、大学等）とも連携・協力しながら、必要な資源（知見、労力、資金等）を確保し、アイデアを創出・実践し、ふりかえり、地域課題の解決をめざすものとしています。

また、平成30年度に実施した校区まちづくり協議会の運営の担い手を対象としたアンケートでは、8割以上が、地域のより良い暮らしの実現において校区まちづくり協議会は「役立っている」と回答しましたが、課題として運営の担い手の減少や固定化が挙げられました。20～30代においては地域活動への参加意向が低く、誰でも参加しやすいよう「できるときにできる人ができることを」実践できる工夫が必要です。また、活動の持続性向上には、「計画→実行」を繰り返すだけでなく、校区まちづくり協議会の対話の場を活用し、ふりかえりを行い、みんなで共有した課題や成果を、次の活動に向けてのアイデア創出に活かす「課題解決型」の取り組みを深めることが大切です。

<校区まちづくり協議会の役割（イメージ）>



＜校区まちづくり協議会の運営のポイント＞

誰にでもオープン	地域の力を結集	情報の公表・広報
<ul style="list-style-type: none"> ・校区住民等(校区で暮らし、活動する方)であれば、誰でもいつでも参加できる、開かれた対話の場とします。(対話の場) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも住み続けたいまちをめざし、地域の力を合わせて活動します。(協力) ・必要に応じて、校区外からも多様な資源(知見、労力、資金等)を確保します。(受援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・活動・会計に関わる情報を公表するなど、透明で開かれた運営を行います。(信頼) ・まちの課題やまち協の成果をアピールし、活動への参加・協力につなげます。(認知)

③校区まちづくり協議会に対する財政支援の状況

〔実績と課題〕

平成 25 年度から開始した校区まちづくり交付金の活用状況について、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、例年に比べ申請事業数が大きく減少しています。

課題としては、校区まちづくり交付金の予算費目構成をみると、消耗品 (33%) と備品 (24%)、使用料及び賃貸借料 (20%) で約 8 割を占めており、ソフト事業より物品等の購入やリース料等の維持管理経費の占める割合が大きくなっている。地域課題の解決に向けた取り組みを進めていくためには、担い手の減少や高齢化を解消し、持続可能な運営を維持していくことが重要です。そのため、人材確保や人材育成につなげる取り組み等、交付金を有効に活用していくことが必要です。

また、校区まちづくり協議会や各地域団体がそれぞれの特性を活かし、役割を果たせるような効果的な財政支援が求められており、行政内部の連携を強化しつつ検討を進めることが必要です。

④協議会が行う地域のまちづくりに対する支援の状況

〔実績と課題〕

平成 30 年度からの校区まちづくり協議会のあり方及び支援に関する検討では、コミュニティ推進スタッフ等に求められる支援の内容等や担い手を確保・育成していくための提言が示され、令和 2 年 4 月に「校区まちづくり協議会活動の手引き」を改定し、校区まちづくり協議会と共有しました。

コロナ禍となり、新しい生活様式に対応したコミュニケーションの必要性が高まっていることから、令和 3 年度には、各校区まちづくり協議会の役員等を対象として、Zoom での会議や大学と連携した意見交換会の研修を実施しました。

課題としては、校区まちづくり協議会の担い手層の拡大や多様な主体との連携による地域のまちづくりを進めるには、中間支援組織や行政が連携し、地域課題の解決に向けた取り組みが広がっていくように支援をしていくことが必要です。

第10条の3（わがまち推進計画）について

第10条の3 協議会は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 協議会は、策定した推進計画を当該校区の市民に公表した上で、その実現に向けて、適切な進行管理に努めなければならない。

3 市は、推進計画に掲載された事業が、法令、条例等及び八尾市総合計画の基本構想に即し、かつ、まちづくりに資するものであると認めるときは、市政運営に当たり、その実現に努めなければならない。

《前回の評価委員会での評価結果及び提言》

平成22年度「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価員の会議」提言を受けて、「地域のまちづくり」を進めていく仕組みとして、平成24年10月に、「校区まちづくり協議会」及び「わがまち推進計画」を追加する条例の一部改正が施行されました。その後、全校区で設立された校区まちづくり協議会により、わがまち推進計画が策定され、第2期計画に沿った地域のまちづくりが進められている現状から、条文改正の必要はないと考えます。

今後は、わがまち推進計画策定において、さらに幅広い校区の市民の意見を集約し、若い世代も巻き込んで、その地域だからできる計画の推進が求められます。校区まちづくり協議会とわがまち推進計画の周知をさらに進めるとともに、市としても適切な支援を行い、地域の取り組みと連動した施策展開を図ることが必要です。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・全小学校区において2期にわたりわがまち推進計画が策定され、それに基づく様々な地域活動が行われている。・ホームページやフェイスブック、ブログ等インターネット上で毎年の事業計画や活動情報を発信している校区まちづくり協議会が出てきている。・地域特性を踏まえて外国語版を作成するまちづくり協議会もある。
課題	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新しい生活様式を取り入れながら、校区内のより多くの市民の意見を反映した計画策定が必要です。・「わがまち推進計画」、事業報告や事業計画、予算・決算をインターネットで公表している校区まちづくり協議会は少なく、校区の多くの市民に見ていただく機会を増やす工夫が必要。・わがまち推進計画の策定以降、まちの目標を校区内で共有し、対話をしていくことが必要です。

【第10条の3（わがまち推進計画）に関連する主な取り組み】

わがまち推進計画の策定や進行管理の状況について、次に整理しました。

① わがまち推進計画の策定状況

【実績と課題】

校区まちづくり協議会を中心とする「地域」が主体となって地域のまちづくりを進めていくために、校区内の市民の想いやまちづくりの方向性などをまとめた「わがまち推進計画」は、全小学校区においてこれまで2期にわたり策定されています。策定にあたっては、地域でワークショップやアンケートを実施し、住民ニーズを把握しています。

第3期わがまち推進計画については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面によるコミュニケーションが困難となったことから令和4年度以降に取り組むこととしていますが、新しい生活様式を踏まえ、ZoomやLINEなどを活用したりリモート会議や非接触での活動、また少人数での意見交換などの工夫を加えながらも、校区内のより多くの市民が意見を述べ、当事者として策定に関わる必要があります。



② わがまち推進計画の公表や進行管理の状況

【実績と課題】

住民への周知状況をみると、第2期わがまち推進計画が作成された平成28年度以降、町会回覧や全世帯への配布、その他掲示・配架等を継続に実施している校区まちづくり協議会がみられます。

その中でも、ホームページやフェイスブック、ブログ等インターネット上で事業計画や活動情報を発信している校区まちづくり協議会があり、6団体においてわがまち推進計画を公表しています。また地域特性を踏まえ外国語版を作成し、公表する校区まちづくり協議会もあります。

校区まちづくり協議会の活動を共有するため、毎年度活動成果報告会を開催しており、令和2年度は交付金を活用した各校区の取り組みの内容や、その成果や効果についての報告及び第二期わがまち推進計画の振返りを行う活動成果報告の動画を作成し、インターネット上で共有を図りました。

課題としては、「わがまち推進計画」や事業報告及び事業計画、予算・決算をインターネットで公表している校区まちづくり協議会は少ないため、校区の多くの市民に見ていただく機会と対話の機会を増やす工夫が必要です。

第 11 条（市民公益活動への支援）について

（市民公益活動への支援）

第 11 条 市は、市民公益活動を支援することができる。

◀前回の評価委員会での評価結果及び提言▶

第 11 条では、市が自主的かつ積極的な社会貢献活動に対して支援できることが規定されています。市民公益活動への支援の取り組み状況から、条文改正の必要はないと考えます。

市民団体等が行う自主的かつ積極的な市民公益活動への財政的な支援には、助成後に団体が自立・継続発展して事業を行っていきけるような配慮が必要です。また、今後は、地域のまちづくりにおいて、市民活動団体や事業者との連携・協働がますます重要になると考えられるため、八尾市市民活動支援ネットワークセンターの中間支援組織としての機能を発揮し、効果的な支援を行うことが必要です。とりわけ、行政、市民、各種団体など様々な活動主体が情報を共有し、連携が進むような仕組みづくりや場づくりを進めていくことが必要です。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・八尾市市民活動支援ネットワークセンター（つどい）の登録団体からの相談や問い合わせなどを通じて、登録団体のニーズ把握等を行うことができた。・多様な活動主体による協働づくりと公益を産み出す中間支援センターとして、つどいが市民活動と地域活動をつなげる取り組み事例ができています。・地域福祉推進基金、市民活動支援基金、地域安全安心のまちづくり基金を活用し、市民団体等が行う自主的かつ積極的な市民公益活動に対する財政的支援を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none">・八尾市に活動拠点を置く NPO 法人の数は主要な構成員の高齢化やコロナ禍も相まって活動が鈍化し、減少傾向となっている。府内の中核市と比較して人口当たりの団体数が少ない。・コロナ禍における市民活動団体のニーズを踏まえて、リモートでの活動へのチャレンジ等を支援していくことが必要です。・様々な分野において中間支援機能をもつ組織間の連携を通じて、様々な主体が公益的な活動に取り組みやすい環境を整えていくことが必要です。・市民活動団体への支援を行うとともに、NPO 法人、地域団体との連携・協力を支援することが必要です。

【第 11 条（市民公益活動への支援）に関連する主な取り組み】

市民公益活動の状況及び支援の状況について、次に整理しました。

①市民公益活動の状況

[実績と課題]

市内に活動拠点を置く NPO 法人数は令和 2 年度で 61 団体となっており、主要な構成員の高齢化やコロナ禍も相まって活動が鈍化し、平成 27 年度をピークに減少傾向にあります。毎年新規の NPO 法人が設立されており、その活動テーマは、若者、ものづくり、障がい福祉、伝統文化、不登校、

男女共同参画、被災者支援、多文化共生と非常に多様です。また、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」の登録団体における活動テーマをみると、「学術・文化・芸術・スポーツ」、「子どもの健全育成」、「保健・医療・福祉」が多くなっています。

②中間支援組織による市民公益活動への支援の状況

【実績と課題】

市民活動のネットワーク形成や地域との連携、多様な活動主体の支援・連携をコーディネートする八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」の登録団体は令和元年までは約 350 団体で推移し、令和 2 年度には団体の活動状況を確認した結果、262 団体に減少しました。相談件数等は年々増加していたが、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一定期間臨時休館したため、来館者数・部屋利用数・設備利用数は大きく落ち込みました。八尾市社会福祉協議会「サポートやおボランティアセンター」や八尾市男女共同参画すみれ等、中間支援機能をもつ組織があり、これらの組織間連携を通じて、地域住民や事業者等様々な主体が公益的な活動に取り組みやすい環境を整えていく必要があります。

③市民公益活動への財政的な支援の状況

【実績と課題】

地域福祉推進基金や市民活動支援基金等の各種基金を活用し、市民団体等が行う自主的かつ積極的な市民公益活動への助成を実施した。助成対象の決定における透明性の確保のため、提案の公募や公開プレゼンテーションによる審査会の開催を実施しました。また、財政的支援以外の支援としては、地域団体の活動で顕著な成果を上げている活動について、表彰の推薦を行っています。また、地域への防犯意識の啓発等において、大阪経済法科大学学生防犯隊と協働してきたことを踏まえ、本市による活動支援についての覚書を同大学と締結しました。

課題としては、コロナ禍により従来型の対面での市民公益活動の継続が難しくなったことや、コロナ禍により新たな対応が必要となった課題に対して、市民公益団体とともに新たな活動にチャレンジすることやオンラインでの活動等、活動スタイルの転換を後押しするような支援が必要です。

第12条（市民意見提出制度）について

（市民意見提出制度）

第12条 市は、基本的な政策等を立案するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。

3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

＜前回の評価委員会での評価結果及び提言＞

市民から意見を広く求めること及び意見に対する市の考え方の公表等をルール化した条文です。市民意見提出制度を活用すべき事案について適正に運用されている状況から、条文改正の必要はないと考えます。

なお、今後とも市民意見提出制度そのものの周知を図り、また、案件実施の際にも、内容を読んでいただく方が少しでも増えるよう、取り組むことが必要です。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民意見提出制度を運用している。 ・案件実施においては、幅広い市民に興味を持っていただくよう、出張所等公共施設への配架や市政だより、ホームページ、SNS等での通知とともに、関連施設や駅、その他施設等へのチラシやポスター掲示を実施している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見提出制度自体の周知が進んでおらず、意見のない案件もあることから、電子申請システムの活用等、気軽に意見提出できる環境の整備を進めていくことが必要です。

【第12条（市民意見提出制度）に関連する主な取り組み】

市の基本的な政策等の策定に際し、市民参画を推進する手段の一つとして、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民意見提出制度を運用し、意見と回答をホームページで公表しています。

意見の提出件数を増やすため、本市のホームページで意見募集の予定（件名、意見募集予定時期）を公表するとともに、出張所等公共施設への配架や市政だより、ホームページ、SNS等での通知を実施しています。また、関連施設や駅、その他施設等へのチラシやポスター掲示を実施する案件もあります。

課題としては、市民意見提出制度自体の周知が進んでおらず、意見のない案件もあることから、電子申請システムの活用等、気軽に意見提出できる環境の整備を進めていくことが必要です。

＜市民意見提出制度の実施実績＞

	案件数	意見あり 案件(%)	提出件数 (団体含む)	意見件数	1件あたり 意見件数	意見なし 案件(%)
平成28年度	5	80.0%	11件	41件	8.2件	20.0%
平成29年度	17	76.5%	56件	205件	12.0件	23.5%
平成30年度	3	66.7%	6件	12件	4.0件	33.3%
令和元年度	9	88.9%	106件	338件	37.6件	11.1%
令和2年度	29	89.7%	127件	454件	15.7件	10.3%

第13条（行政評価）について

（行政評価）

第13条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。

≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

行政評価の実施と公表を制度として運用されており、条文改正の必要はないと考えます。

今後とも、引き続き、市民に分かりやすい行政評価の運用に努める必要があります。

■取り組みによる成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・施策評価と事務事業評価を毎年度実施し、評価結果を本市ホームページで公表している。・第5次総合計画後期基本計画（目標別計画、地域別計画）について、行政評価に基づく行政の一次評価に対し八尾市総合計画審議会からの答申を受け、八尾市第6次総合計画を策定した。
課題	<ul style="list-style-type: none">・第6次総合計画の特性を踏まえて、「課題共有→アイデア創出→活動実践→ふりかえり」のサイクルを運営することで、課題の解決に向けてどのように前進したのか、のこされた課題は何かといったことが共有できるように、行政評価の内容・方法を改善することが必要です。・毎年度実施する行政評価の結果に対して、より市民が容易に意見を述べる機会を設けることが必要です。

【第13条（行政評価）に関連する主な取り組み】

行政評価の実施の状況について、次に整理しました。

①行政評価の公表

【実績と課題】

本市の「行政評価」は、「行政経営」の仕組みを有効に機能させるため、総合計画における施策および事務事業の基礎的な評価情報を把握する取り組みとして行っています。

「施策評価」は、各施策に掲げる「めざす暮らしの姿の実現を測定するための指標（成果指標）」が計画どおり達成できているか、また、施策の基本方針どおりに展開が図れているか、その要因分析を含め評価するとともに、今後の課題を整理し、事前評価（立案）を『実施計画書』、事後評価を『施策実績書』として市議会へ報告するとともに、本市のホームページで公表しています

八尾市第6次総合計画では、施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかをまちづくりの目標の視点でも評価することとしました。

②行政評価の結果について市民が意見を述べる機会の提供

[実績と課題]

八尾市第5次総合計画の総括にあたって、行政による一次評価について「八尾市総合計画審議会」（公募市民6名含む）に審議いただき、検証と提案内容を取りまとめた答申書の提出を受けました。第5次総合計画の総括で実施した施策ごとの評価では、八尾市総合計画審議会による二次評価での変更なしとの評価をいただきました。また答申書のなかでは、市政の評価や指標のあり方についても提案を受け、八尾市第6次総合計画の策定に活用しました。

<八尾市第5次総合計画の総括結果>

評価区分	一次評価 (行政内部評価)			二次評価 (外部評価)			備考
	★	★★	★★★	★	★★	★★★	
まちづくりの目標1	1	11	5	1	11	5	二次評価での変更なし
まちづくりの目標2	1	4	2	1	4	2	同上
まちづくりの目標3	1	6	0	1	6	0	同上
まちづくりの目標4	1	8	2	1	8	2	同上
まちづくりの目標5	0	7	0	0	7	0	同上
まちづくりの目標6	2	8	4	2	8	4	同上
合計	6	44	13	6	44	13	

第14条（審議会等の運営）について

（審議会等の運営）

第14条 市は、その所管する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員には、市民からの公募による委員を選任するよう努めなければならない。

2 市は、市民から審議会等の委員を公募する場合は、その選考において、公正な審査により選任しなければならない。

3 市は、審議会等において議論が尽くされるよう配慮しなければならない。

≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

審議会等にできるだけ多くの市民の意見を反映させるために、公募による市民委員を選任することを明確にルール化した条文です。審議会等の運営は適正に行われていることから、条文改正の必要はないと考えます。

なお、審議会等の内容に応じて、公募委員の選任、会議の公開についてさらなる検討を進めるほか、若い世代の委員の選任や活発な意見交換を促す会議運営などでの工夫が求められます。

■取り組みの成果と課題

成果	・公募委員のいる審議会数や公開される審議会の割合は増加傾向にある。市民公募にあたっては、若者枠や女性枠を設ける審議会もあり、若い世代の参画を促した。
課題	・審議会における女性委員の割合が低下している。 ・活発な意見交換を促すための会議運営での工夫についての実施状況の把握が必要です。

【第14条（審議会等の運営）に関連する主な取り組み】

令和3年3月時点の審議会数は130と維持傾向にあり、うち公募委員のいる審議会数は21で全体に占める割合は増加傾向にあります。公開される審議会の割合も増加傾向ですが、女性委員の割合が微減となっています。市民公募にあたっては、若者枠や女性枠を設けることで、若い世代の参画に向けた工夫を進める審議会もありました。また、コロナ禍での書面開催やオンラインでの開催等、審議会の弾力的な運用も可能としました。

課題としては、会議運営において、対面の会議と比較し、オンラインの会議では活発な意見交換がしづらい側面もあり、実施環境やノウハウの蓄積が必要です。

<審議会の運営状況>

調査時点	審議会数	委員計 (人)	公募委員のいる 審議会(数(%))	公募委員 (人(%))	女性比 (%)	公開している 審議会(%)
平成29年3月末	129	1439	21(16.3%)	57(4.0%)	35.5	50.4
平成30年3月末	133	1479	19(14.3%)	56(3.8%)	35.6	52.6
平成31年3月末	135	1480	17(12.6%)	50(3.4%)	34.5	52.6
令和2年3月末	129	1455	20(15.5%)	55(3.8%)	33.0	55
令和3年3月末	130	1538	21(16.2%)	64(4.2%)	32.9	53.1

第15条（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）について

（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）
第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう努めなければならない。

≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

第15条では、子どもたちが、その理解力・判断力に応じて、その年齢にふさわしいまちづくりへ参加する機会を保障していくよう努力することが規定されています。

公職選挙法等の一部改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。第15条の条文については、次の2つの意見が出されました。

条文の「満20歳未満の青少年及び子ども」のままとし、今後の成人年齢についての社会動向に対応して、次の条例見直しの際に再度検討する。

年齢を記載せず「青少年及び子どもが、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう」などに条文を改正する。

これまで、取り組み状況に記載があるように、こどもに関連する施策において、子どもたち自身の意見や提案を採り入れる取り組みを様々な主体とも連携して行われて来ましたが、他の施策へも取り組みを広げて行くことが求められます。また、多様な状況にある子どもの参画を保障する視点も必要です。

とりわけ、青少年や子どもたちのまちづくりへの興味や参画を育む視点では、計画の策定場面に子どもたちや学生の参加を促すことなどにより、参加の機会を充実して行くことが考えられます。

さらに、地域における実践の場面においても、青少年や子どもたちが企画段階から主体的に取り組み活躍できるイベントの実施や、多くの子どもたちが楽しみながら参加できるプログラムを、これまで以上に増やしていく事が求められます。

また、若者や子どもたちの声を取り入れる双方向型の情報発信などが求められます。

このように、子どもや青少年の時期に、提案や実践での参加を通じて得た成功体験が、その後のまちづくりへの参加意欲につながり、幅広い世代での協働によるまちづくりの広がりを生んでいくことを、まちづくりの各主体が意識し、取り組むことが重要です。

■取り組みの成果と課題

成果	<ul style="list-style-type: none">・八尾市第6次総合計画の策定にあたり、市内高校生との「未来のやお意見交換会」開催し、八尾の魅力や課題、将来像について意見把握を実施した。個別施策では、「八尾市こどもいきいき未来計画」の策定に向けた高校生と大学生の若者ワールドカフェを開催する等、企画段階からまちづくりに参画する取り組みを充実させた。・八尾っ子元気・やる気アップ提案事業では、子どもたちの夢やチャレンジしたいことを募集し、子どもたちが主体的に取り組むイベントを実施した。・中高生対象の「ジュニアリーダー養成研修会」、小学5・6年生対象の「リーダースクール」を開催し、次世代のリーダーを養成した。
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられ、条文見直しの検討が必要です。 ・多様な状況にある子どもの参画を保障する視点からの取り組みができていない。 ・より多くの子どもが参加しやすい募集方法や実施方法が必要です。 ・令和2年度以降、コロナ禍における新しい生活様式に基づき、子どもたちが集まるイベント実施の工夫が必要です。 ・こども会活動への参加数が減少しているため、状況に合わせて支援を行っていくことが必要です。
-----------	---

【第15条(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)に関連する主な取り組み】

20歳未満の青少年及び子どもがまちづくりに参加の機会を設けた事業等の実施状況について、次に整理しました。

①20歳未満の青少年及び子どもの意見や提案をまちづくりに取り入れる取り組みの状況

【実績と課題】

八尾市第6次総合計画の策定にあたっては、市内高校生との「未来のやお意見交換会」を開催し、ワークショップ形式にて八尾の魅力や課題、将来像について意見交換を実施し、若い世代の考える課題を把握するとともに、まちづくりに興味関心を持ち、ともに考える機会を設けました。そのほか、小中学生からいじめ防止についての率直な意見を聞く場として『『ストップいじめ』八尾っ子ミーティング』を開催し、質問ごとに全員の意見を聞くなどの配慮を行い、全体的に発言しやすい雰囲気の中で、子どもたちのいじめに対する考えや相談相手等を把握することができました。また、小学生の参加による「地域安全マップ事業」を2校区(志紀、南高安)で実施し、子どもたちの視点から危険な場所等について共有しました。運営にあたっては、子どもに年代の近い大学生(学生防犯隊)の協力を得るなど、実施手法を工夫しました。「八尾市こどもいきいき未来計画」の策定にあたって、「八尾×近大 若者ワールドカフェ」を実施し、次代を担う若者から率直な意見を聴取するとともに、近年国際的に注目を集めるSDGs(持続可能な開発目標)について、若者がその実践の担い手であるという意識を醸成につなげました。

課題としては、前回の提言において「多様な状況にある子どもの参画を保障する視点」が必要とされましたが、子どもは学校含め多くの予定が詰まっており、気軽に参画しやすい実施方法の検討が必要です。

②子どもたちが主体的に活躍・参加できる取り組みの状況

【実績と課題】

子どもが健やかに育ち、次世代育成を推進することを目的に、市の出資金と個人や企業からの寄付金をもとにした「八尾市こども夢基金」を設置し、同基金を活用し、団体(グループ)自らによる子どもの健全育成や子育て支援の活動に対する助成や、子どもの夢をはぐくみ希望を実現するため提案募集を実施しました。子どもの提案部門では、子どもたちの夢やチャレンジしたいことを募集し、子どもたちが主体的に取り組むイベントを実施することができました。運営にあたって、学生スタッフが関わることで、子どもたちの話しやすい環境づくりやスムーズなグループ活動を進めることができました。

また、子ども会が主催する子ども会連合親善ソフトボール大会、子ども会親善つな引き大会、子どもフェスティバル（ダンス等文化発表）の開催を支援しました。さらに、次世代のリーダーを育成するため、中高生を対象とする「ジュニアリーダー養成研修会」を開催し、野外活動を中心に魅力あるプログラムを導入し、下級生への指導方法等、次世代のリーダーとしての素養を養いました。また、子ども会所属の5・6年生を対象とする「リーダースクール」を開催し、宿泊研修など魅力あるプログラムを実施して、多様な集団活動・体験を通じたリーダーとしての資質を養いました。

課題としては、子どもたちが主体的に実施できる取り組みは、人が集まった中でのイベント等が多く、令和2年度以降はコロナ禍で実施が困難となり、事業趣旨である子どもの主体性向上に向け、子どもが参加しやすい手法について改めての検討が必要です。また、子ども会活動への参加数が減少しているため、状況に合わせて支援を行うことが必要です。

第16条（条例の見直し）について

（条例の見直し）

第16条 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

一定期間ごとの条例の見直しについて規定されています。

条文には「条例の施行後5年を超えない期間ごとに」とありますが、5年という期間に拘らず、状況に応じた柔軟な対応も必要であることから、実質的な形で、現場で活躍する人の意見や若い人の意見を毎年集めていき、条例の見直しは審議会等でそれを基に議論できるような仕組みを作っていくことが必要です。

【第16条（条例の見直し）に関連する主な取り組み】

令和2年度に策定した本市の最上位計画である「八尾市第6次総合計画」では、時代の流れに迅速に対応していくため、計画期間をこれまでの10年から8年に変更し、前期期間4年で施策の成果や課題を踏まえた評価を実施し、審議会等で議論したうえで見直しを図ることとしています。各施策の進捗状況を踏まえ、具体的な取り組みや制度・しくみに反映できるよう、柔軟に対応を進めます。